

静岡文化芸術大学障害学生修学支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、その他の法令の定めに基づき、静岡文化芸術大学における障害学生が、その年齢及び能力並びに障害の種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、障害学生とは、身体障害、発達障害、精神障害その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、最高管理責任者として障害学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障害学生の支援方策等を推進する責務を有する。

(副学長の責務)

第4条 副学長は、総括監督責任者として最高管理責任者を補佐するとともに、修学における大学全体の具体的な支援方策等の推進を監督する責務を有する。

(学部・研究科長の責務)

第5条 学部・研究科長は、監督責任者として、学長又は副学長の命を受け、所属する障害学生が修学における不利益を受けないよう、具体的な支援方策等を構ずる責務を有する。

(教職員の責務)

第6条 教職員は、障害学生が修学における不利益を受けないよう配慮するとともに、障害学生の修学における支援方策等の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援実施体制)

第7条 障害学生の修学等支援のため、静岡文化芸術大学障害学生修学支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会については別に定める。

- 2 支援は、委員会により策定された実施計画に基づき、障害学生が所属する学部、研究科（以下「所属学部等」という。）が主たる責任を持って行うものとする。
- 3 教務・学生室、修学サポート室等は、所属学部等の支援が実施計画に基づいて行われるように協力をするものとする。
- 4 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、委員会は、関係部局間の調整を行うものとする。

（規程類の整備及び予算上の措置）

第8条 学長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

（事務）

第9条 支援に関する事務は、教務・学生室において処理する。

（補足）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定めることができる。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は役員会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。